

お客様各位

株式会社不二ビルサービス
代表取締役 濱野上隆志

お客様へのご報告とお詫び

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます

この度、誠に遺憾ながら、弊社が管理受託させていただいております分譲マンションにおきまして、弊社の管理員が共用施設利用料を着服していたという不祥事が社内監査により発覚いたしました。お客様の信頼を損なう結果となりましたことを、深くお詫び申し上げます

弊社は、事件発覚後、詳細に調査を行い、その結果を速やかに管理組合法人様に対しご報告とお詫び、損害の弁済をさせていただくとともに、監督官庁である国土交通省に報告いたしました。

弊社は今回の事態を重く受け止め、下記の通り、再発防止に向けた対策として、内部管理体制の強化を図るとともに、現金取扱いに関する社内規定を見直し業務体制の整備を行い、二度と同様の不祥事を起こさぬよう再発防止に努め、信頼回復を図ってまいりますので、今後とも末永くご愛顧賜りますようお願い申し上げます。

敬具

記

<処分内容>

1. 処分年月日：平成 28 年 10 月 14 日（国土交通省東北地方整備局長）
2. 不利益処分内容及び根拠となる法令の条項
マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成 12 年法律第 149 条）第 81 条第 1 号の規定に基づく「指示処分」
3. 不利益処分の原因となる事実
弊社が管理を受託していたマンション（宮城県仙台市）の管理組合法人の 100%出資会社である有限会社が所有する駐車場及び駐輪場の利用料金の一部（約 600 万円）を、弊社の元管理員が長年にわたって着服し、出資会社ひいては管理組合法人の財産に損害を与えた

<弊社の対応について>

- ①損害額の賠償
平成 28 年 6 月 20 日付にて駐車場及び駐輪場を所有する有限会社並びに同マンション管理組合法人と示談書を締結し、弊社にて 6 月 23 日付で全額賠償済
- ②居住者への報告
平成 28 年 1 月 24 日に住民説明会を開催し、弊社代表取締役、常務取締役総務部長、東北支店長、東北支店担当課長及びフロントにて説明、謝罪済
- ③管理委託契約の継続
平成 28 年 1 月 24 日に開催されました定期総会において次期管理委託契約更新につき承認頂き、管理方式を住込方式から通勤方式へ変更し、現在も継続中
- ④再発防止策
 - A.現場での現金取扱いを原則禁止し、口座振替又は振込等へ変更
 - B.時間貸駐車場等現金を取扱う場合は領収書を統一し、管理人室窓口に見本を掲示済
現金有高、領収書、出納帳を担当者により週 1 回確認・チェック実施
※時間貸駐車場のコインパーキング化への変更を提案済で、実現すれば現金取扱いはなくなる
 - C.未収金管理・請求書及び督促状等の発行は全て弊社東北支店事務所にて実施することに変更済
 - D.社内監査（本社監査 年 2 回 東北支店自主監査 年 4 回）を定期的を実施

以上